

○埼玉県犯罪捜査規程

平成 3 年 1 月 1 日

警察本部訓令第 1 号

警 察 本 部 長

埼玉県犯罪捜査規程を次のように定める。

埼玉県犯罪捜査規程

埼玉県犯罪捜査規程（昭和33年埼玉県警察本部訓令第 2 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第10条）
- 第 2 章 捜査指揮（第11条～第20条）
- 第 3 章 本部要指導事件（第21条～第23条）
- 第 4 章 初動捜査（第24条～第28条）
- 第 5 章 国際犯罪の捜査（第29条・第30条）
- 第 6 章 捜査本部（第31条～第53条）
- 第 7 章 報告及び手配（第54条～第59条）
- 第 8 章 被疑者の取扱い（第60条～第62条）
- 第 9 章 雑則（第63条・第64条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第 2 号）その他の定めによるもののほか、犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続きその他捜査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 県本部 警察本部をいう。
- (2) 主管部長 事件の捜査を主管する県本部の部の長をいう。
- (3) 主管参事官 事件の捜査を主管する県本部の部の参事官をいう。

- (4) 主管課 事件の捜査を主管する県本部の課をいう。
- (5) 主管課長 主管課の長をいう。
- (6) 所轄警察署 事件の捜査を担当する警察署をいう。
- (7) 所轄警察署長 所轄警察署の長をいう。
- (8) 署主管課 所轄警察署において事件の捜査を主管する課をいう。
- (9) 署主管課長 署主管課の長をいう。

(捜査主管部課長等の責務)

第3条 主管部長、主管参事官及び主管課長は、犯罪のすう勢と捜査の実態を把握し、これに即応する諸施策を講じるとともに、捜査機能を総合的に、かつ、合理的に発揮するように努めなければならない。

(警察署長の責務)

第4条 警察署長は、管内の犯罪の実態を把握し、その手口、発生傾向、捜査の経過等について、常に検討を加えて捜査対策を講じ、犯罪の早期解決に努めなければならない。

(応援要請)

第5条 警察署長は、被疑者の逮捕、呼出し、取調べ、検証、搜索等の捜査に関し、他所属の職員の応援を求める必要があるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、主管課長を経て警察本部長に要請するものとする。

- (1) 事件名及びその概要
- (2) 応援を必要とする期間及び人員
- (3) 捜査事項
- (4) その他必要事項

(応援派遣)

第6条 警察本部長は、前条の規定により応援の要請を受けたとき又は捜査上必要があると認めたときは、派遣する期間及び人員を明らかにした上で、県本部又は他の警察署の職員を所轄警察署に派遣して、捜査に協力させるものとする。ただし、応援派遣の要員に関し別の定めがある場合は、その要員をこれに充てるものとする。

(警察署間の合同（共同）捜査)

第7条 警察本部長は、複数の警察署が関連する事件を捜査する場合は、当該警察署長間で協議させ、合同捜査又は共同捜査の推進に配慮させるものとする。この場合において、主管課

長は、必要な調整を行うものとする。

2 警察署間の合同（共同）捜査の実施要領については、別に定めるところによる。

（関係都道府県警察との合同（共同）捜査）

第8条 警察本部長は、事件が他の都道府県警察の管轄区域にわたり、捜査が競合する場合は、関係都道府県警察と協議し、合同捜査又は共同捜査の推進に配慮するものとする。

（被害者支援）

第8条の2 犯罪の被害者及びその親族に対しては、心情の配慮、二次的被害の防止を基本とした被害者への支援（以下この条において「被害者支援」という。）を積極的に推進しなければならない。

2 被害者支援の推進要領については、別に定めるところによる。

（公判対応）

第9条 主管課長及び警察署長は、送致（付）した事件が起訴された場合、公判担当検事との連絡及び公判経過の把握に努めなければならない。

2 公判対応要領は、別に定めるところによる。

（報道機関等への広報）

第10条 捜査に関する報道機関等への広報要領は、別に定めるところによる。

第2章 捜査指揮

（警察本部長の指揮）

第11条 警察本部長は、別表第1に掲げる警察本部長報告事件のうち警察本部長が直接指揮する事件について、別表第2に掲げる事項を直接指揮するものとする。

（警察本部長指揮の代行）

第12条 急速を要し、又は事故その他の理由があり、警察本部長が前条に規定する事項について直接指揮することのできないときは、主管部長又は主管参事官若しくは主管課長が代わって指揮するものとする。

2 主管部長又は主管参事官若しくは主管課長は、前項の規定により指揮をしたときは、速やかにその旨を警察本部長に報告しなければならない。

（指揮伺）

第13条 警察署長は、第11条に規定する警察本部長の指揮を受ける場合は、指揮を受ける事項を明らかにし、主管課長を経て受けるものとする。

2 前項の指揮を受ける場合（以下「指揮伺」という。）は、第54条に規定する事件の報告と併せてすることができる。

（主管課長の指揮伺の処置）

第14条 主管課長は、前条の指揮伺があったときは、警察本部長事件指揮簿（様式第1号、様式第2号及び様式第2号の2）に所定の事項を記載し、警察本部長の指揮を受けなければならない。

2 主管課長は、前項の規定により警察本部長の指揮を受けたときは、警察本部長事件指揮簿に記載した上で、その内容を所轄警察署長に伝達するものとする。

（警察署長の指揮）

第15条 警察署長は、捜査を行う全ての事件に関し、別表第3に掲げる事項について直接指揮するものとする。

2 前項の規定により直接指揮した警察署長は、次の各号に掲げる場合には警察署長事件指揮簿（様式第3号及び様式第4号）に指揮した事項を記載しなければならない。

（1）別表第1に掲げる事件

（2）別表第1に掲げる事件以外の事件で、被疑者の逮捕、搜索、差押え等、強制捜査を行うとき。

（3）その他警察署長が将来にわたり紛議、問題等の起きるおそれがあるなどから必要と認める事件

（警察署長指揮の代行）

第16条 急速を要し、又は警察署長に事故その他の理由があり、前条第1項に規定する事項について警察署長が直接指揮することができないときは、その警察署に勤務する警視又は警部の階級にある警察官が代わって指揮するものとする。

2 前項の規定により指揮をした者は、速やかにその旨を警察署長に報告しなければならない。

（指揮における注意事項）

第17条 第15条に規定する捜査の指揮を行うに当たっては、捜査の着手から終結までの各段階に応じて、次の各号に掲げる事項について注意し、適切に行わなければならない。

（1）事件の擬律判断

（2）事件の検挙価値

- (3) 捜査の合理性及び妥当性
- (4) 捜査の着手時期
- (5) 検挙の時期
- (6) 身柄の措置
- (7) 証拠との関連性
- (8) 事件収拾の判断
- (9) 各種報告、連絡

(捜査主任官の指名)

第17条の2 警察本部長又は警察署長は、捜査の着手に際しては、捜査主任官指名簿（様式第4号の2。ただし、人身交通事故事件及び交通関係法違反基本書式適用事件に係るものは、別に定める様式）により捜査主任官を事件（微罪処分に係るもの、少年の簡易送致事件に係るものその他捜査主任官の職務（犯罪捜査規範第20条第2項の各号に掲げる職務をいう。）として現実に行うべき業務がほとんどないと認められるものを除く。）ごとに指名しなければならない。

2 前項に規定する捜査主任官は、当該事件の捜査に精通している警視、警部又は警部補の階級にある警察官で、かつ、その者の捜査能力、知識経験等を勘案して指名するものとする。ただし、事件が第32条の規定により開設された捜査本部に係るものである場合は、第40条に規定する捜査班運営主任官を充てるものとする。

3 警察本部長又は警察署長は、捜査主任官（人身交通事故事件の捜査主任官を含む。）を交代させる場合は、捜査主任官（変更）指名簿（様式第4号の3）により新たに捜査主任官を指名するものとする。この場合において、前任の捜査主任官は、当該事件の関係書類、証拠物件等の引継ぎを確実に行うとともに、捜査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の捜査に支障を来さないようにしなければならない。

4 捜査主任官は、捜査状況等を捜査指揮等を受けている上司を経て警察本部長又は警察署長に随時報告するものとする。

5 犯罪捜査のための通信傍受を行う事件の捜査主任官の指名については、別に定める。

(捜査主任官の職務遂行状況の点検・確認等)

第18条 警察本部長又は警察署長は、指揮した事項の実施状況を確認し、捜査が常に適正に行われるように努めなければならない。

- 2 捜査主任官の上司は、その職務遂行状況を能動的に点検・確認し、その都度、必要な指示、指導等を行わなければならない。

(逮捕状等請求に当たっての検討)

第19条 逮捕状を請求するに当たっては、犯罪構成要件の充足その他逮捕の理由、必要性、妥当性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を慎重に検討の上、逮捕状請求審査票（様式第5号）により警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

- 2 前項において、逮捕状に代わるものの交付を併せて請求するときは、秘匿の必要性及びその疎明資料の有無についても検討し、逮捕状請求審査票に加えて逮捕状に代わるものの交付請求審査票（様式第5号の2）により警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

- 3 搜索、差押え、検証、身体検査等の各種令状を請求するに当たっては、各種令状請求審査票（様式第6号）により第1項に準じて取り扱わなければならない。

(事件指揮簿の保管等)

第20条 警察本部長事件指揮簿は主管課、警察署長事件指揮簿は署主管課において、それぞれ保管するものとする。

第3章 本部要指導事件

(本部要指導事件)

第21条 警察本部要指導事件（以下「本部要指導事件」という。）は、警察署長が指揮した事件のうち、特に公判（少年事件における審判を含む。以下同じ。）において争われるおそれのある別表第4に掲げる事件をいう。

- 2 警察署長は、本部要指導事件に該当すると認めた場合は、直ちに警察本部要指導事件報告書（様式第7号）により主管課長を経て警察本部長に報告するものとする。

(本部要指導事件の指定)

第22条 警察本部長は、警察署長から当該事件について報告を受けたときは、それまでの捜査状況や収集された証拠の内容等について確認、検討を加え、公判において立証上の問題が生じるおそれがあり、当該事件を本部要指導事件に指定すべきものと判断したときにはその指定を行うものとする。

(指導等)

第23条 主管課長は、前条の規定により本部要指導事件が指定された場合は、当該事件の捜査を緻密かつ適正に推進させるため、県本部における捜査手続の指導に関する事務を主管する課の長と密接に連絡するなどして、当該捜査に対する具体的な指導助言を行うものとする。

第4章 初動捜査

(犯罪を認知した場合の措置)

第24条 警察官は、犯罪の届出を受理し、又は認知したときは、管轄区域の内外を問わず、その届出又は認知の時刻及び捜査上必要な事項を確認の上、速やかに警察本部長又は警察署長に報告して指揮を受けるものとする。

(届出人に対する措置)

第25条 届出人に対しては、前条の措置をとった後、警察官が現場に到着するまでの間、現場保存が確実に行われるように必要な措置を依頼するものとする。

(警察署長の現場指揮)

第26条 警察署長は、次の各号に掲げる事件、事案が発生したときは、自ら現場へ臨み、捜査指揮に当たるものとする。

- (1) 騒乱、集団逃走、集団的公務執行妨害等多数人による事件
- (2) 航空機、列（電）車、バス等の強取事件
- (3) 殺人事件
- (4) 特異又は重要な次の事件又は事案

ア 強盗、不同意性交等及び傷害事件

イ 略取、誘拐及び監禁事件

ウ 業務上過失致死傷事件

エ 火災事件

オ 窃盗事件

カ 変死事案

- (5) その他現場臨場を必要とする事件又は事案

(現場鑑識)

第27条 現場鑑識は、広範囲かつ綿密に行い、現場指紋、遺留品、タイヤ痕等の捜査資料の発見とその証明力の確保に努めなければならない。

2 現場指紋を発見したときは、犯罪現場から採取したものであることを明らかにするため、

次の各号に掲げる手続により、処理しなければならない。

- (1) 現場指紋検出箇所の傍らに、事件名、撮影の年月日時、場所、立会人の署名及び撮影者の所属氏名を記載した立会人札を添えて、現場指紋とともに、必ず写真撮影すること。同一場所に数個あるときは、各指紋ごとに番号を付けること。
- (2) 検出箇所の写真撮影ができないときは、必ず転写指紋とともに前号の立会人札を並べて写真撮影すること。
- (3) 現場指紋をゼラチン紙に転写したときは、裏面に採取年月日時、採取場所及び採取者氏名を記載の上、立会人の署名及び押印を求めること。
- (4) 前3号の手続を行うに当たっては、立会人に対し、発見方法、発見の場所等について十分知らせておくこと。

3 遺留品、足跡、タイヤ痕その他の捜査資料を発見したときにおいても、前項の各号に掲げる手続に準じて処理するものとする。

(鑑定嘱託の報告)

第28条 警察署長は、死体解剖その他の鑑定を警察機関以外の学識経験者に嘱託する場合は、あらかじめ警察本部長に報告しなければならない。

第5章 国際犯罪の捜査

(国際犯罪捜査の基本)

第29条 外国人が被疑者である犯罪、国民の国外犯その他外国人又は外国が関係する犯罪（以下「国際犯罪」という。）の捜査については、次の事項に留意して行わなければならない。

- (1) 条約、協定、確立された国際慣習等を遵守し、国際間の慣習を尊重すること。
- (2) 国際的影響を考慮して慎重に捜査を行うとともに、国際信義にのっとり誠実に処理すること。
- (3) 捜査上の秘密の保持に十分留意するとともに、事件の公表等に当たっては、特にその取扱いを慎重にすること。

(捜査要領)

第30条 国際犯罪の捜査要領は、別に定めるところによる。

第6章 捜査本部

(捜査本部の開設を要する事件)

第31条 捜査本部の開設を要する事件は、次の各号に掲げる事件で、社会的反響の大きい特異

重要な事件又はこれに発展するおそれのある事件とする。

- (1) 殺人、強盗、不同意性交等、放火等の凶悪事件及び誘拐事件
- (2) 知能犯事件、窃盗事件、暴力団事件及び警備事件
- (3) 大規模な業務上過失致死傷事件
- (4) 前3号のほか、警察本部長が必要があると認めた事件

(捜査本部の開設)

第32条 警察本部長は、前条に掲げる事件を認知したときは、当該事件名を冠した捜査本部を開設するものとする。

(捜査本部開設の場所)

第33条 捜査本部は、所轄警察署に開設するものとする。ただし、当該事件の規模、態様、地理的条件等を勘案し、必要があると認めるときは、その他の場所に開設することができるものとする。

(捜査本部開設の通報)

第34条 捜査本部を開設したときは、捜査本部長は、速やかに警察署長並びに県本部の関係課長、所長及び隊長（以下「警察署長等」という。）に、次の各号に掲げる事項を通報するものとする。

- (1) 捜査本部開設の日時及び場所
- (2) 捜査本部の名称及び編成
- (3) 当該事件の概要
- (4) その他捜査上必要な事項

2 前項の通報は、事件手配をもってこれに代えることができる。

(捜査本部の編成)

第35条 捜査本部には、捜査本部長及び次の各号に掲げる捜査本部員を置くものとする。ただし、事件の性質、態様等から必要がないと認めるときは、鑑識資料分析官を置かないことができる。

- (1) 捜査副本部長
- (2) 事件主任官
- (3) 広報担当官
- (4) 捜査班運営主任官

(5) 捜査班長及び捜査班員

(6) 鑑識資料分析官

2 前項に掲げるほか、事件の性質、態様等から特に必要があると認めるときは、捜査本部員として、必要な要員を置くことができる。

(捜査本部長)

第36条 警察本部長は、原則として主管部長を捜査本部長に命じるものとする。

2 捜査本部長は、当該事件の捜査を統括し、捜査本部員を指揮するものとする。

(捜査副本部長)

第37条 捜査副本部長には、次の各号に掲げる者のうちから警察本部長が命じるものとする。

(1) 主管部長

(2) 主管参事官

(3) 主管課長

(4) 所轄警察署長

(5) 鑑識課長

(6) 県本部の関係所属長

2 捜査副本部長は、捜査本部長を補佐し、部下捜査本部員を指揮するものとする。

(事件主任官)

第38条 捜査本部長は、事件主任官には原則として主管課長を命じるものとする。

2 事件主任官は、捜査本部長の指揮を受け、捜査に係る事務を掌理し、捜査の指揮に当たるものとする。

(広報担当官)

第39条 広報担当官には、原則として主管課長及び所轄警察署長を充てるものとする。

(捜査班運営主任官)

第40条 捜査班運営主任官は、原則として主管課の警部以上の階級にある警察官のうちから、捜査本部長が、本部長の承認を得て命じるものとする。

2 捜査班運営主任官は、事件主任官を補佐し、捜査班の運営の総括、証拠資料の分析及び検討等を行うものとする。

(捜査班長及び捜査班員)

第41条 捜査班員には、第44条に規定する職員をもって充てるものとし、捜査班長は、そのう

ちから捜査本部長が命じるものとする。

- 2 捜査班長及び捜査班員は、下命された捜査事項につき、捜査活動に従事するものとする。
- 3 捜査班長は、捜査班の運営に当たって、具体的な捜査計画を班員相互で検討するなど、積極的かつ活力ある一体的な捜査活動が展開されるよう努めるものとする。

(鑑識資料分析官)

第42条 鑑識資料分析官には、刑事部鑑識課又は刑事部科学捜査研究所の警部以上の階級にある警察官並びにこれと同等の職にある技術職員及び事務職員のうちから、捜査本部長が警察本部長の承認を得て命じるものとする。

- 2 鑑識資料分析官は、事件主任官を補佐し、鑑識資料の収集及び分析、鑑定結果の分析等を行い、捜査班運営主任官が行う証拠資料の分析及び検討に協力するものとする。

第43条 削除

(捜査本部員)

第44条 捜査本部員には、主管課、県本部の関係課、所、隊及び所轄警察署の職員のうちから当該所属長が指名する者及びその他他の所属から派遣された捜査員をもって充てる。

(捜査本部に対する通報、連絡等)

第45条 警察署長等は、第34条の規定により通報を受けた当該事件の捜査に積極的に協力するものとし、関連する情報その他の捜査資料を得たときは、速やかに捜査本部長に通報するものとする。

- 2 警察署長等は、捜査本部長から当該事件の捜査に関して手配、照会等の依頼を受けたときは、迅速的確に対処するものとする。
- 3 所轄警察署に隣接する警察署の署長は、署主管課長等を当該事件の発生現場等に派遣し、見分させるなどして事後の捜査協力に資するものとする。

(身柄の引渡し)

第46条 警察署長等は、捜査本部において捜査中の事件の被疑者を検挙したときは、速やかにその身柄を当該捜査本部に引き渡すものとする。

(捜査本部の解散)

第47条 警察本部長は、当該事件が次の各号の一に該当することとなったときは、原則として捜査本部を解散するものとする。

- (1) 被疑者を検挙し、捜査の必要がなくなったとき。

(2) 捜査を所轄警察署又は主管課のみで遂行できると認めるに至ったとき。

(3) その他捜査本部を開設して捜査を継続する必要がなくなったとき。

2 前項第2号及び第3号の規定により捜査本部を解散するときは、捜査本部長は、事後の捜査に資するため、関係者を招集して捜査経過等を検討し、捜査方針、方法等の捜査上留意すべき事項を明らかにした資料を作成しておくものとする。

(事件の引継ぎ)

第48条 前条第1項第2号及び第3号の規定により捜査本部を解散するときは、捜査本部長は、所轄警察署長又は主管課長に当該事件の関係記録、証拠物等を引き継ぐものとする。

2 所轄警察署長又は主管課長は、当該事件の関係記録、証拠物等を取りまとめ、適正に保管しておくものとする。

(継続捜査)

第49条 所轄警察署長又は主管課長は、第47条第1項第2号及び第3号に定める理由により捜査本部が解散された場合は、捜査員を指定して継続捜査を推進するものとする。

2 前項の規定により捜査員を指定したときは、捜査員数、官職、氏名を主管部長に報告するものとする。

(備付簿冊)

第50条 捜査本部には、次の各号に掲げる簿冊を備え、必要な整理を行って捜査の経過を明らかにしておくものとする。

(1) 捜査計画書

(2) 捜査日誌

(3) 現場関係捜査編

(4) 容疑者関係書類編

(5) 手配関係書類編

(6) 令状関係書類編

(7) 証拠品関係書類編

(8) 捜査報告書類編

(9) 照会関係書類編

(10) その他必要な簿冊

(特別捜査班の開設)

第51条 警察本部長は、捜査本部を開設する事件には至らないが、捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認められる事件を認知したときは、当該事件名を冠した特別捜査班を開設することができるものとする。

（特別捜査班の編成）

第52条 特別捜査班には、班長、副班長及び班員を置くものとする。

2 警察本部長は、班長には主管部長、主管参事官又は所信警察署長のうちから、副班長には主管課長、所轄警察署長（班長に主管部長又は主管参事官が命じられた場合に限る。）及び関係警察署長のうちからそれぞれ命じるものとする。

3 班長は、当該事件の捜査を統括し、班員を指揮するものとする。

4 副班長は、班長を補佐し、部下職員を指揮するものとする。

5 班員には、所轄警察署、主管課、県本部の関係所属及び関係警察署の所属長が指名する者並びにその他の所属から派遣された者をもって充てる。

（特別捜査班の運営）

第53条 特別捜査班の開設の場所、解散その他の捜査運営については、捜査本部に準じて行うものとする。

第7章 報告及び手配

（警察本部長報告事件・指揮事件の報告）

第54条 警察署長は、別表第1に掲げる事件を認知したとき及び同表に掲げる事件の被疑者を検挙したときは、犯罪発生及び検挙報告（様式第8号）、交通事故発生報告（第1種事故第2種事故）（様式第9号）、交通事故発生報告（ひき逃げあて逃げ）（様式第9号の2）、国際犯罪発生及び検挙報告（様式第10号）その他別に定める報告要領により、速やかに警察本部長に報告しなければならない。ただし、急速を要する場合は、現に判明している事項を速報し、以後、事案の進展に伴って判明した事項を逐次報告するように努めなければならない。

（県本部の措置）

第55条 主管課長は、前条の規定による報告を受けた事件のうち、未検挙事件については必要な手配をするとともに、検挙した事件と併せて犯罪の発生傾向、犯罪手口、関連事件等について、必要な分析、検討を加え犯罪の予防及び検挙の諸施策を講じるものとする。

（検挙状況の報告）

第56条 警察署長は、捜査を行った事件のうち捜査過程が今後の捜査上の参考となると認められる検挙事件については、次の各号に掲げる事項を取りまとめ主管課長を経て警察本部長に報告するものとする。

- (1) 事件の概要
 - (2) 発生（認知）年月日及び場所
 - (3) 検挙年月日及び場所
 - (4) 被害者の本籍、住所、職業、氏名及び年齢
 - (5) 被疑者の本籍、住所、職業、氏名及び年齢
 - (6) 被疑者の性質、素行、経歴及び家庭の状況の概要
 - (7) 犯罪事実の概要（原因、動機を含む。）
 - (8) 発覚の端緒及び捜査の経過
 - (9) 証拠収集の状況
 - (10) 鑑識活動及び利用の状況
 - (11) 事件に関する警察の措置
 - (12) 社会的影響
 - (13) 捜査上の反省と検討
 - (14) その他参考事項
- （捜査事故等の報告）

第57条 警察署長又は捜査本部長は、捜査に関して次の各号に掲げる事故、紛議等が発生したときは、主管課長及び刑事部刑事総務課長を経て警察本部長に速報するとともに、その後の進展状況を随時報告するものとする。

- (1) 逮捕その他強制処分に関する事故
 - (2) 捜査に関する紛議
 - (3) 各種令状等請求の却下事案
 - (4) 被疑者に係る事故等
- （事件手配）

第58条 警察署長は、事件手配を行うに当たっては、事件の概要及び通報を求める事項を主管課長を経て警察本部長に報告するとともに、関係警察署長に通報し、手配するものとする。

2 前項の規定により通報・手配を受けた関係警察署長は、第45条第1項及び第2項の規定に

準じて、事件手配をした警察署長に対して積極的に協力するものとする。

(盗品等品触の手配及び解除報告)

第59条 警察署長又は捜査本部長は、盗品等手配をするときは、その手配書1部を添えて盗品等手配報告書(様式第11号)により、主管課長を経て警察本部長に報告するものとする。

2 警察署長又は捜査本部長は、盗品等手配をした事件を解決し、又は当該盗品等を発見したときは、速やかに盗品等手配解除報告書(様式第12号)により、主管課長を経て警察本部長に報告するものとする。

3 警察署長は、品触を配布したときは、前2項の手續に準じて警察本部長に報告するものとする。

第8章 被疑者の取扱い

(取調べの際の留意事項)

第60条 被疑者の取調べに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、各種事故防止及び供述の任意性の確保に努めるものとする。

- (1) 被疑者を取り調べるときは、捜査主任官の指揮の下に行うこと。
- (2) 取調べは、原則として取調室で行うものとし、やむを得ず取調室以外の場所で行う場合は、所轄警察署長の指揮を受け、事故防止に万全を期すること。
- (3) 言動には十分注意し、いやしくも人権侵害の疑いを受けることのないようにすること。
- (4) 取調室は、常に整理整頓に努め、自殺、逃走等の用に供せられるおそれのある物等を置かないこと。
- (5) 留置施設から被疑者を出し入れする場合は、留置主任官の承認を受けて行うこと。
- (6) 身柄拘束中の被疑者が用便を訴えた場合は、留置施設内の便所を使用させること。
- (7) 逮捕被疑者の取調べは、原則として複数の者で行うとともに、取調者が席を離れるときは、被疑者を看守する者を必ず置かなければならない。
- (8) 取調べに当たって手錠を外す場合は、腰縄を施し、その末端を把持又は固定物にくくりつけるなどの措置をとること。
- (9) 被疑者が凶暴、逃走のおそれがある場合又は任意性の立証上必要がある場合は、立会人を置くなどの措置をとること。
- (10) 鑑識資料作成のため、必要により手錠及び腰縄を外す場合は、必ず2人以上の警察官で行うこと。

(逮捕の際の注意事項)

第61条 被疑者の逮捕に当たっては、誤逮捕、受傷事故、証拠隠滅等を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 令状等記載の被疑者と同一人であることを必ず確認すること。
- (2) 被疑者を逮捕するときは、逮捕を行うために必要な態勢（捜査員の数及び編成、防弾チョッキ等の受傷事故防止器材、拳銃、警棒その他の装備資機材を含む。）を確立して行うこと。
- (3) 被疑者を逮捕したときは、直ちに身体捜検及び所持品検査を徹底し、証拠品及び自他傷に用いられるおそれのある凶器等の発見に努めること。
- (4) 逮捕した被疑者を連行するときは、その動静に注視し、自殺、逃走、証拠隠滅、奪取等の事故防止に努めること。
- (5) 共犯者及び関係者を被疑者とともに任意同行し、又は連行する場合は、それぞれを分離して通謀又は証拠隠滅の防止に努めること。

(引き当たり捜査の際の注意事項)

第62条 引き当たり捜査を行うに当たっては、埼玉県警察被留置者護送規程（平成13年埼玉県警察本部訓令第16号）に規定する事項を遵守し、被疑者の人権を尊重するとともに、自殺、逃走、証拠隠滅、奪取等の事故防止に万全を期すものとする。

第9章 雑則

(捜査書類の写し)

第63条 主管課長又は警察署長は、次の各号に掲げる事件については、その捜査書類の写しを作成し、保管しておくものとする。

- (1) 捜査本部開設事件
- (2) 特別捜査班開設事件
- (3) 警察本部長指揮事件のうち公判において争われることが予想される事件
- (4) 状況証拠のみにより送致する事件
- (5) 本部要指導事件
- (6) 将来の捜査に参考となる事件
- (7) その他必要と認められる事件

2 前項第1号から第5号までに規定する事件の捜査書類の写しの保管期間は、公判終了時ま

でとする。

(準用規定)

第64条 この訓令は、交通部高速道路交通警察隊の交通事故捜査に関する事項について準用する。

附 則

1 この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、従前の訓令に基づいて設置されている捜査本部については、この訓令に基づき設置したものとみなす。

附 則 (平成4年3月17日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成4年3月17日から施行する。

附 則 (平成5年12月20日警察本部訓令第33号)

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月18日警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成6年1月18日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月31日警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月12日警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成8年9月12日から施行する。

附 則 (平成8年12月25日警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月4日警察本部訓令第25号)

この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年1月27日警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成12年7月26日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年1月11日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成14年8月15日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成15年7月30日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成15年12月4日警察本部訓令第45号）

この訓令は、平成15年12月4日から施行する。

附 則（平成19年3月30日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月28日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月20日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月20日警察本部訓令第47号）

この訓令は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成29年8月4日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成29年8月4日から施行する。

附 則（平成30年 5 月28日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月13日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成30年12月13日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月29日警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月18日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 3 日警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和 5 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月28日警察本部訓令第31号）

この訓令は、令和 5 年10月 2 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月13日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 6 年 2 月15日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 4 日警察本部訓令第32号）

この訓令は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

【様式別表省略】